

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九号

平成二十二年埼玉県告示第四百八十五号（埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

第五号を第六号とする。

第四号イ及びロを次のように改め、同号を第五号とする。

イ ガソリン自動車又はディーゼル自動車のうち、次に掲げる自動車

(1) 乗用自動車で、令和十二年度燃費基準達成車（燃費基準実施要領に基づく令和十二年度燃費基準を達成している自動車をいう。以下同じ。）又は燃費基準実施要領に基づく令和二年度燃費基準を二十パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車

(2) 軽量貨物車又は中量貨物車で、燃費基準実施要領に基づく令和四年度燃費基準を達成している自動車

ロ LPガス乗用自動車で、令和二年度燃費基準達成車（車両総重量が二・五トン以下のLPガス乗用自動車にあつては、令和十二年度燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく令和二年度燃費基準を二十パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車）

第三号イ及びロを次のように改め、同号を第四号とする。

イ 乗車定員十人以上のディーゼル乗用自動車又はディーゼル貨物自動車で、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下「燃費基準実施要領」という。）に基づく令和七年度燃費基準を達成している自動車

ロ 乗車定員九人以下の乗用自動車で、令和二年度燃費基準達成車（燃費基準実施要領に基づく令和二年度燃費基準を達成している自動車をいう。以下同じ。）

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 プラグインハイブリッド自動車